

## 熊本県個人情報保護制度審議会議事録

- 1 日 時 平成30年8月9日（木）午前10時から正午まで
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館5館 審議会室
- 3 出席者  
審議会委員 馬場会長 金澤委員 澤田委員 孫委員 徳村委員 浪本委員  
実施機関 薬務衛生課 松尾補佐 濱田参事  
子ども家庭福祉課 長嶺主幹 山口主事  
中央児童相談所 森山主幹 三角主幹  
事務局 県政情報文書課 村上課長 富田審議員 増住補佐 高島主任主事
- 4 議事等
  - (1) 例外的に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する場合について（諮問）
  - (2) その他報告事項
    - ① 非識別加工情報の提供制度について
    - ② 平成29年度の熊本県個人情報保護条例の運用状況
- 5 審議内容

事務局 (定足数確認) ※定足数を満たしていることを報告

会 長 ただ今から、熊本県個人情報保護制度審議会を開会します。  
本日の議事について事務局から説明をお願いします。

事務局 (配布資料を確認・議事について説明)

(1) 例外的に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する場合について（諮問）

会 長 それでは、議事に入りたいと思います。  
本日は、条例の実施機関が、例外的に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する場合を定めるに当たり、当審議会に意見を聴く必要があるとのことで、熊本県知事から諮問がっております。  
審議に先立ち、条例上の考え方について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (条例第8条の規定について、解釈運用基準により説明)

会 長 ただ今の説明について、ご質問やご意見はありますか。

各委員 (質問等なし)

会 長            それでは、実施機関からの説明に移りたいと思います。  
                   それでは、説明をよろしくお願いします。

実施機関        (資料1により説明)  
                   ※資料1の補足：臓器提供を行う医療施設からの虐待の有無に関する照会への回答については、これまで目的内提供として整理してきた。しかし、他県の状況を調査したところ、目的外提供として整理している場合が多く、本県としても、改めて検討した結果、目的外提供として整理することとし今回諮問したもの。

会 長            ただ今の説明について、ご質問やご意見はありますか。

金澤委員        本人だけでなく、きょうだいの情報も提供することになっていますが、これは過去の情報、例えばきょうだい20歳を超えていても提供するのですか。

実施機関        提供することになります。

金澤委員        きょうだいの虐待の有無は、本人とどのような関係があるのでしょうか。きょうだい虐待を受けていたから、本人も受けているというようなことでしょうか。

実施機関        医療機関は、児童虐待の可能性を出来る限り除外するために照会します。本人が虐待を受けた記録がなくとも、きょうだいを受けた記録があった場合は、本人も受けている可能性があるため、臓器提供は見送ることになるかと思えます。

金澤委員        判断は医療機関が行うということですか。

実施機関        はい。

澤田委員        臓器提供施設とは何を指すのですか。

実施機関        臓器提供は、脳死下の臓器提供と心臓が停止した場合の臓器提供に分かれます。脳死下の臓器提供を行える臓器提供施設は、県内に4箇所あります。心停止下の臓器提供については、手術室が整備されている医療機関であればどこでも可能です。両方を併せて、臓器提供施設としています。

会 長            病院以外の場合もあるのですか。

実施機関        基本的には医療機関（病院）となります。

澤田委員        児童相談所が持っているのは、保護者からの虐待に関する情報だけですか。

実施機関        はい。

会 長            臓器提供の要件として、本人の同意は、児童の場合どうなるのですか。

保護者の同意だけでよいのでしょうか。

実施機関 保護者の同意で可能です。実際に事例が発生した場合には、県の臓器移植コーディネーターがご家族に説明を行うこととなります。

会 長 保護者から臓器提供の承諾を得るタイミングはいつですか。

実施機関 流れとしては、脳死とされ得る状態と判定された際に、次のステップとして児童相談所への照会が入ることとなります。その際、保護者から児童相談所に照会することの承諾を取ります。  
児童相談所から該当なしと回答があった場合に、次のステップである正式な脳死判定に進みますが、その判定を行う直前に臓器提供について、保護者の承諾を取ることとなります。

会 長 医療機関がきょうだいの氏名を把握しておらず依頼文書に記載がないが、児童相談所側は把握していた場合、どのような取扱いになるのでしょうか。

実施機関 システム上、本人の氏名や生年月日で検索をかけた場合に、該当があれば、その児童の世帯情報がでてきます。しかし、該当がなければ、件数が0と出てきます。該当がない場合で、医療機関がきょうだいの氏名と生年月日を書いていないときは、きょうだいの情報は検索できないため、回答のしようがないこととなります。

会 長 本人の虐待情報がない場合は、そもそもデータがでてこないということですか。

実施機関 はい。

会 長 兄弟姉妹が虐待を受けていたかどうかは、本人が虐待を受けていたかどうかの一つの判断材料となるという話は理解できますが、それでもやはり 本人以外の個人情報を提供することにはなりません。  
法律やガイドライン等でも、兄弟姉妹の情報まで確認することとされているのでしょうか。

実施機関 厚労省のマニュアルに記載があります。他県でも、きょうだいの情報まで提供しています。

会 長 提供していないところもありますか。

実施機関 把握している限りはありません。

事務局 確認ですが、本人に該当があった場合、本人の世帯情報が出てくるのであれば、依頼文書に記載がなくとも、兄弟姉妹の情報を把握できると思われれます。それらの兄弟姉妹の虐待に関する情報を追加で調査し、回答することはしないのでしょうか。

実施機関 本人の虐待情報があれば、きょうだいの情報を答える必要性はないため、照会されていなければ回答しません。

金澤委員 きょうだい他県にいる場合は、他県に照会をかけるということになるのですか。

実施機関 熊本県で回答できるのは、あくまでも熊本県の児童相談所にある情報だけなので、他県の方は他県に照会してもらう必要があります。

澤田委員 県の児童相談所は2カ所あって、県北県南のすべての市町村を担当しているということによいのですか。

実施機関 熊本市以外の市町村となります。

会 長 熊本県内の分は、県と熊本市に照会すれば把握できるということですね。

実施機関 はい。

会 長 条文上、虐待が原因で児童が脳死又は心停止に陥った場合だけではなく、虐待を受けた児童が全く別の理由で脳死になった場合も含め、虐待を受けた児童からの臓器提供自体が許されていないということでしょうか。

実施機関 現状、そのようになっています。

会 長 一般的にはきょうだいの虐待の事実と、本人の虐待の事実は連動するものなのですか。

実施機関 現場の状況・感覚から申し上げると、一人の子どもに虐待していれば、他の子どもにもしていることは十分疑われます。

会 長 他にご質問がなければ、このような取扱いに関するご意見はございますか。

浪本委員 きょうだいの情報については、きょうだい本人から取ればよいのではないかとも思えますが、緊急性もあるため致し方ないのかなと。

会 長 期間制限はなく、例えば10年前の情報でも提供するわけですよ。

浪本委員 もう少し場合分けして、きょうだい成人している場合はきょうだい本人の同意を取るとかいうこともあった方がいいのでしょうか、緊急性等もあるので、そういった取扱いはなかなか難しいのかなと思います。

会 長 虐待を受けた児童からの臓器提供を絶対に防ぐという観点からすれば、広めに網をかけてということですかね。

会 長 では、他にご意見等なければ、本案件については概ね適当と判断し、具体的な答申文については、私に一任していただくということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、本案件については承認することとします。答申文については、私と事務局で調整いたします。

**(2) その他報告事項**

**(① 非識別加工情報の提供制度について)**

会 長            それでは、報告事項に移ります。  
                  まずは、非識別加工情報の提供制度について、事務局は説明をお願いします。

事務局            (資料 2 - 1 により説明)

会 長            ただ今の説明について、ご質問やご意見はありますか。

金澤委員        23 ページに書いてある「提案者以外も提供を受けることが可能」とはどういうことですか。

事務局            ある事業者が提案して作成された非識別加工情報について、その提案した事業者以外も提供を受けることができるということです。

会 長            作成組織というのは、公的な法人か何かを立ち上げるということになるのですか。

事務局            作成組織の具体的な在り方については、国の方でこれから検討されていくことになりました。

**(② 平成 29 年度の熊本県個人情報保護条例の運用状況)**

会 長            次に、平成 29 年度の熊本県個人情報保護条例の運用状況について、報告をお願いします。

事務局            (資料 2 - 2 により説明)

会 長            以上で、議事及び報告はすべて終了となります。  
                  今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局            本年度の審議会については、防犯カメラ等の運用状況報告等のため、年度内にもう一度開催する予定です。  
                  それ以外に開催する必要がある場合は、別途日程を調整させていただきます。

会 長            それでは、以上で本日の審議会を終了します。

(以上)